

令和5年度防府市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和6年2月1日（木）

14:00～14:57

防府市役所 1号館3階 南北会議室

議題

1 諮問事項

- ・基礎賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。
- ・後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、22万円を24万円とする。
- ・介護納付金賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。

2 説明事項

- ・令和5年度国民健康保険料率及び賦課限度額
- ・令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・令和6年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）
- ・令和6年度軽減判定基準額
- ・その他
 - （1）産前産後期間の保険料免除措置
 - （2）新型コロナウイルス感染症への対応
 - （3）保険料水準の統一

○ 出席委員（12人）

（被保険者代表）

熊安 悦子、石田 浩三、末富 豊利、山田 まゆみ

（医師薬剤師代表）

村田 敦、深野 剛史、椎木 康之

（公益代表）

太田 秀信、大田 操、山本 佳良子

（被用者保険等保険者代表）

土井 克彦、大倉 孝規

○ 欠席委員（3人）

（医師薬剤師代表）

山本 一成

（公益代表）

安藤 敬子

（被用者保険等保険者代表）

有田 英文

○ 市側出席者

池田市長、金澤生活環境部長、尾中生活環境部次長、柳保険年金課長、

原田保険年金課長補佐、長藤保険年金課長補佐兼国保資格係長、藤原国保医療係長

○ 傍聴人

1人

課長 ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
次第5の諮問事項に係る事務局の説明に当たっては、審議が終わるまで、一時御退席をお願いすることがございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。
ここで、市長が御挨拶を申し上げます。

市長 防府市国民健康保険運営協議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。
まず元日、能登半島で大きな地震があり、多くの方がお亡くなりになり、多くの方が避難されていらっしゃると思います。心からお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思っております。防府市におきましても総合相談窓口を設置いたしまして、県と一緒にあって対応しておりますし、職員を順番に現地に派遣しながら県と一体となって支援をしておりますところがございます。
改めまして、委員の皆様方にはお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。
皆様方には、国民健康保険のみならず、保健福祉その他いろんな面で、防府市政にお力添え賜っておりますことを感謝申し上げます。特に医療関係の皆様方には新型コロナウイルス感染症に加えまして、インフルエンザも流行しており、御尽力に心から感謝申し上げます。
このような中、国民健康保険は、被保険者数の減少に伴い保険料収入は減少しておりますが、一人当たりの療養給付費は増加傾向にあるため、将来的には財源不足が見込まれる状況にあります。
このような状況ではございますが、市としては、現行の保険料水準をできるだけ、長く維持していけるよう努めていきたいと考えております。
本日は、令和6年度の保険料率及び賦課限度額について、御審議いただきます。
どうぞ、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

課長 被保険者代表委員、医師薬剤師代表委員、公益代表委員、被用者保険等被保険者代表委員のうち、各委員1名以上を含む半数以上の委員の出席（15名中12名の出席）により、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の規定に基づき、本会議が成立している旨を報告します。

会長 会長の太田でございます。
皆様方の御協力をお願いいたしまして、議長の大役を務めたいと思いま

すので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本会議は、公開が原則となっておりますが、先ほど事務局から説明がありましたように、次第の5の一部と6以外を公開としたいと思ひますが、お諮りします。

委 員 異議なし。

会 長 本日の会議は次第の5の一部と6以外を公開と決定します。
また、署名委員については、被保険者代表の石田委員、医師薬剤師代表の椎木委員にお願ひします。

署 名 委 員 はい。

<市長 諮問書を読みあげ、会長に手交>

市 長 国民健康保険法第11条の規定により、次の事項について防府市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。

- 1 基礎賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。
 - 2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、22万円を24万円とする。
 - 3 介護納付金賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。
- よろしくお願ひいたします。

課 長 ここで一旦市長は、退席させていただきます。

<市長 退室>

会 長 諮問事項等について事務局から説明をお願ひします。

課 長 補 佐 お手元にお配りしました「諮問書」の写しと「令和5年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。

本市では、平成20年度に保険料率の改定を行いました。その後、本年度に到るまで、増額することなく料率を据え置いております。

また、令和5年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額が65

万円、後期高齢者支援金等賦課額が22万円、介護納付金賦課額が17万円、合わせて104万円となっております。

令和5年度の決算見込については、歳入、歳出とも、今後の保険給付費の推移など、不確定要素を含んだ見込額であるため、実際の決算時には、見込みとの差が生じることもございますので御了承ください。

令和4年度決算による繰越金が増加したことにより国民健康保険基金への積立金として、1億592万6千円を見込んでおりますが、令和5年度決算見込みにおける実質単年度収支は、赤字を見込んでおり、長期的な収支につきましても、被保険者数の減少や被保険者一人当たりの医療費の増加などにより赤字が見込まれます。

令和6年度の保険料率につきましては、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込み額が減少するなどにより財源不足になることから、本来は保険料率を引き上げる必要がありますが、基金の繰り入れにより、国民健康保険の事業運営は可能であり、諮問のとおり、令和6年度の保険料率を令和5年度と同率に据え置くことにより、被保険者の負担増を避けることができると判断しております。そのため、令和6年度につきましても、保険料率の改定は行わないことを考えております。

また、令和6年度賦課限度額については、国が全体で2万円引き上げる政令等を公布しましたことから、本市においても、それに基づき、令和6年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額保険料は、前年度と同額に据え置き、後期高齢者支援金等賦課額保険料は、現行の22万円を24万円に引き上げ、介護納付金賦課額保険料は、前年度と同額に据え置くことを諮問させていただいております。

次に、令和6年度軽減判定基準額については、物価の動向等を踏まえ、軽減率5割と2割の軽減判定所得について、国民健康保険法施行令が改正されますので、本市においても、国に準じて保険料の減額改正を予定しております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を、現行の29万円から29万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を、現行の53万5千円から54万5千円に引き上げを行います。

報告事項として、産前産後期間の保険料免除措置ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、産前産後期間相当分の保険料を減額するもので、対象者は、出産する予定または、出産した被保険者となり、出産予定月又は出産月の前月から4か月間の保険料を免除します。この制度につい

ては、令和6年1月1日に施行されています。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、令和2年度から行っております。

保険料水準の統一について、国は保険料水準統一加速化プランを示し、都道府県単位での安定的な財政運営を促しております。保険料水準の統一とは、保険料率を県内で統一し、同じ所得、同じ年齢層・世帯構成であれば県内どの市町でも同じ負担となることで、県内の被保険者間の負担の公平化と、市町単位ではなく県全体で分担することによる財政の安定化を目指します。山口県ではこの保険料水準の統一を2段階に分けて進めていくこととしており、一段階目の納付金ベースの統一として、保険料率は現行どおり各市町で決定しますが、事業費納付金の各市町への按分は、令和8年度から12年度にかけて段階的に医療費水準を反映させなくすることとしています。これによると、現在県内において、医療費水準が低い防府市にとっては、事業費納付金が年々上昇する見込みです。

また、この納付金ベースの統一を進めながら、今後は、2段階目である完全統一、県が定めた保険料率を全市町が採用することですが、どのように進めていくかは今後、県と市町で協議していくこととなります。

最後に、令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についてですが、次第6の審議が終わるまで、非公開といたします。

令和6年度当初予算でみると、実質単年度収支は、歳入から歳出を差し引いた差額、4億1千万円の歳入不足となる見込みですので、これを基金繰入金により補填しています。

したがって、基金繰入金により、本市が平成20年度から据え置いております保険料については、保険料率を据え置いても、財政運営は可能と判断しております。

本市の国民健康保険事業の実質単年度収支の状況などを、今後も注視しながら、基金の活用を図ることで、可能な限り、現状を維持してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

会長、宜しく申し上げます。

会長 ただ今、事務局から説明がございましたように、本日の諮問内容は、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額の各保険料率に

については、据え置きとし、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引上げるとするものでございます。

御審議いただきたいと思っております。

A 委員 事務局の説明がありましたが、これに対する異議はありません。

会長 他の方、よろしいでしょうか。

他の方からの意見も無いようですので、答申案についてお諮りします。

令和6年度の各保険料率については、据え置きとし、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引き上げとするということで、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡しします。

<会長 答申書を読みあげ市長に手交>

会長 1 基礎賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。

また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。

2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。

ただし、賦課限度額については、22万円を24万円とする。

3 介護納付金賦課額保険料率を令和5年度と同率に措置する。

また、賦課限度額についても、令和5年度と同額とする。

市長 国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をいただき、感謝申し上げます。

いただきました答申の趣旨を踏まえ、健全な国保運営に、今後もしっかりと努めていきたいと考えております。ありがとうございました。

会 長 市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運
営に努められることをお願いします。

課 長 以上をもちまして、運営協議会を終了します。